

一 般 質 問 通 告 表

令和7年第2回始良市議会定例会（6月18日）

4. 森川 和美	1. 熱中症対策を完全に	近年工作中的熱中症発症者が増加傾向にある。 厚生労働省によると、2024年に熱中症で4日以上休業を余儀なくされた人は、全国で1,257人となり、そのうち31人が亡くなっている。 また、死亡災害のほとんどが、初期症状の放置、対応の遅れによるものだったと報告されている。 こうした背景から6月1日、職場における熱中症対策を強化するため「改正労働安全衛生規則」が施行された。 重篤化を防ぐための連絡体制や応急処置の手順作成などを全国の企業に義務付けるものである。 本市の職員への体制や、市内企業への対応さらに市民への熱中症対策をどのように進めていく考えか。	市 長 教育長
	2. 役所の開庁時間短縮について	業務を効率化し質の高い行政サービスを提供していくため、一部の自治体で、本庁舎などの平日の開庁時間を朝 8 時 45 分短縮し、午前9時～午後5時に変更するとしている。 （1）ある自治体では、今年度の一定時期から試行的に実施し、来年度から本格実施するとしている。本市も検討する考えはないか。 （2）本市の来庁者の実情や、マイナンバーカード普及に伴うコンビニ交付等の利用状況を示せ。	市 長
	3. 無縁社会について	身寄りや引き取り手がなく死亡地の自治体が葬る遺体が増えている。 2023年度に国が初めて実施した調査では推計で42,000人とのことで	市 長

		ある。1人暮らしが増え、親族のつながりが薄れゆく今、深刻な問題になりつつある。本市の実態と、今後の対応についての見解を問う。	
5. 岩下陽太郎	1. 交通弱者に対応する公共交通の構築や移動支援について 2. メタバースを活用した不登校支援について	令和6年10月、始良市視覚障害者協会・身体障害者協議会・高齢者クラブ連合会の連名で交通手段の支援サービスに関する要望が提出された。 内容は、公共交通の廃止・減便や免許返納による交通手段の喪失などにより、生活範囲の狭小につながっているため、交通手段の確保に関する対策・支援を要望するものであった。 そこで、以下の内容を問う。 (1) 要望に対し執行部が回答を行った後、各団体との意見交換等がなされたのか。 (2) タクシーで利用可能な健康チケットあいあいの利用対象者の範囲拡大や利用額の増額は検討していないのか。 (3) 市地域公共交通計画では、様々な課題への対策等も掲げて事業実施をしている状況であると理解する。現在の進捗状況はどのようになっているのか。 (4) 国は令和7年度から9年度を「交通空白解消・集中対策期間」とし、交通インフラの整備に力を入れようとしている。本市は交通空白地域がないとなっているが、この計画に沿う形で地域公共交通計画のアップデートを行う考えがあるのか。 全国的に小中学生の不登校は増加しており、本市も例外ではない。児童生徒が学びの機会を得るために、本市も様々な対応をしていることは理解できるが、対	市長 教育長 市長 教育長

		応が行き届いていないところもあると感じる。 国は、「学びの多様化学校」の設置を推進していく方向であるが、地方では自宅と学校間のアクセスに課題があり、推進が難しい状況でもある。 そこで、学習機会を創出する1つの方法として、メタバースを活用した教育が示されつつある。 本市でも不登校者または全児童生徒が利用できるメタバースを活用した教育・学習を導入すべきと考えるが、見解を問う。	
	3. 特別支援教育について	全国的にも特別支援教育を受ける児童生徒の割合が増加しており、本市も例外ではない。 本市はこれまで教室整備や人的配置等も適切に行われてきたと理解する。 しかし、現場における特別支援教育の対応について、不十分な点があると考え、以下の内容を問う。 (1) 本市では、就学前に多様な学びの場についての保護者の理解の促進に関する支援や、就学先決定前・決定後に必要な手続き、準備、就学や教育についての相談等の支援が適切に行われていると理解している。 しかしながら、就学後の支援は各担当者の対応がしっかりとなされていても、様々な関係者と十分な連携がとれておらず、子どもの就学や学びが適切な形で行われていない事案も見受けられる。 教育委員会や各学校は、その点の現状をどのように評価しているのか。 (2) 放課後等デイサービス及び療育施設並びに通級教室等へ通所している児童生徒について、どのように情報共有	市長 教育長

	4. コミュニティ・スクール推進について	を行っているのか。 (3) 学校・福祉施設・地域などの方が特別支援教育や療育等が必要と感じる児童生徒を発見した場合、どのように児童生徒の保護者へアプローチをしているのか。 本市では、令和8年度より「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を実施する予定だが、その推進に向けた取組や段取り等を説明せよ。	市 長 教育長
6. 塩入 英明	1. 道路行政について	道路の基本的な役割として、日常生活や観光等の人の移動及び生活物資や農林水産品、工業製品等のモノの輸送を支えるネットワーク機能と、地域・まちの骨格をつくり、環境・景観を形成し日々の暮らしや経済活動等を支える環境を創出する空間の機能があると言われている。 道路管理者の役割として、道路の維持「路面の補修、路肩の整備、排水施設の管理」や道路の管理「道路標識の設置、交通信号機の管理、街路樹の剪定」及び道路の占用・通行許可などが挙げられる。 道路管理者は、道路を管理するだけでなく、私たち市民・住民の安全な生活を守るために重要な役割を担っている。 (1) 法定外公共物「里道(赤線)、水路(青線)等」 ① 法定外公共物は、所有・管理ともに市町村が行っている。法定外公共物の所在の確認に関して、本市は全て把握しているか問う。 ② 里道又は水路として機能を失い、公共的な用途に使用されていないものがある。法定外公共物の機能の有無は、誰が判断することになるのか、また機能を喪失している法定外公共	市 長 教育長

		物の維持管理は誰が行うのか問う。 ③土地の有効活用のために、新たに里道や水路を設置し、これを市に寄付をし、機能を有している法定外公共物と機能交換を行い、その法定外公共物を市が譲与することについて本市の考え方を問う。 ④里道上に設置されている電柱・支柱、電線等の占用許可の手続きは行われているのか、また敷地料(電柱敷地料)は土地の使用に関する重要な要素であるが、適切な手続きを行っているのか問う。 (2) 狭あい道路 ①狭あい道路とは、法律上の定義はないが、行政(都道府県・市町村)が使用する場合は、幅員4 m未満の2項道路をさすが、幅員6 m未満で対面交通の難しい区間なども狭あい道路として考えることはできないか問う。 ②日照や通風等の確保など良好な住環境や通学路の安全確保など、狭あい道路解消に向けた本市の取組について示せ。 ③狭あい道路は、災害時の避難路として問題があり、狭あい道路の拡幅を促進することは重要な課題である。本市では「狭あい道路の整備に関する条例」を制定し、狭あい道路の拡幅整備事業を進める考えはないか問う。 ④消防では、狭あい道路での緊急要請を覚知した場合、消防隊と救急隊が連携して救助活動を行う、PA連携で対応することになっていると認識している。具体的にはどのような活動を行っているのか示せ。	
--	--	---	--

		(3) 都市計画道路 ①本市の都市計画道路は39路線あり、このうち37路線は区分3街路(幹線街路)に指定されている。1路線は区分7街路に指定されているが、この区分7街路の目的を示せ。 ②都市計画道路39路線のうち未整備路線は、幾つかあるのか、また未整備路線について、市民・住民への説明・意見交換等を実施する予定があるのか問う。 ③現在の都市計画道路区分3街路は、沿道の環境改善や土地利用方法及び災害時における避難路など様々な機能を果たすことになるが、市民・住民への周知方法と周知度について問う。 ④主な事業方法として、街路単独事業、都市再開発事業、身近なまちづくり支援事業など様々な事業がある。本市では、連続立体交差事業(鉄道の一定区間を高架化する)について検討しているか問う。 (4) 安全かつ円滑な歩行通行の確保 ①本市は、歩行者の安全を確保するため、交通安全の向上を図る区域「ゾーン30」を設定する考えはないか問う。 ②路側帯は、歩道のない道路に白い実線等により路面標示を引くことで示されている。本市の路側帯設置方法(最少幅員等)を示せ。 ③片側側溝道路の標準横断勾配(雨水排水対策)は1.5%と認識しているが、本市の横断勾配基準を示せ。 ④雨水排水のための横断勾配(傾斜)がある生活道路は、シルバーカー等使用者の安全歩行に支障があるのではないのか問う。	
--	--	--	--

		⑤歩行空間、通学路は、不法占用や放置自転車のない歩行環境を確保されることが重要である。本市は、行政と市民・住民、地域、企業が一体となった安全点検の実施を検討しているのか問う。	
7. 竹下日出志	1. 熱中症対策について 2. 自転車の交通ルールについて	厚生労働省によると、2024年に職場での熱中症により4日以上 の休業を余儀なくされた人は、過去10年間で最も多い1,257人に上り、このうち31人が亡くなった。そこで以下本市の対応を問う。 (1) 本年6月1日から、職場での熱中症対策が義務付けられた。働く人を熱中症の危険から守る取組をどのように考えるか。 (2) 熱中症による人の健康被害を防止するクーリングシェルター（涼み処）として、公共や民間施設が指定されている。今後施設を増やす考えはないか。 自転車事故の防止を目的とする改正道路交通法が令和6年11月1日から施行され、走行中の携帯電話使用（ながら運転）と酒気帯び運転に関する罰則が強化された。そこで本市の交通ルール順守について以下を問う。 (1) 市内の自動車教習所と連携した安全講習会を開催する考えはないか。 (2) 小・中・高校生が学校や地域で講習を受けられる環境づくりを考えないか。 (3) 小・中・高校生の自転車保険の加入状況 (4) 外国人（市内在住者）への交通ルール教習はどのように考えるか。	市長 教育長 市長 教育長

	3. 家庭での食中毒の対策について	気温や湿度が高くなる5月から8月にかけては、細菌が増殖しやすい環境が重なり、食中毒が起こりやすくなる。そこで以下の対策について市民への広報を行っているのか問う。 (1) 買い物から自宅までの対策について (2) 下準備から調理までの対策について (3) 残った食品の対策について	市 長 教育長
--	--------------------------	---	--------------------